

第二十六回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三十四号

昭和三十三年五月六日(月曜日) 午後零時四分開議

出席委員

委員長 福田 篤彦君
理事小笠 公留君 理事鹿野 彦吉君
理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君
理事西村 直己君 理事加藤 清二君
理事松平 忠久君

阿左美廣治君 内田 常雄君
岡崎 英城君 川野 芳滿君
菅 太郎君 佐々木秀世君
首藤 新八君 田中 角榮君
平野 三郎君 前田 正男君
村上 勇君 横井 太郎君
春日 一幸君 佐竹 新市君
田中 武夫君 田中 利勝君
多賀谷眞稔君 中崎 敏君
永井勝次郎君 帆足 計君
水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 長谷川四郎君
通商産業事務官 松尾 金藏君
(大臣官房長)
通商産業事務官 鈴木 義雄君
(重工業局長)
通商産業事務官 齋藤 正年君
(輕工業局長)
中小企業庁長官 川上 爲治君
通商産業事務官(中小企業) 今井 善衛君
庁振興部長

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

四月二十七日

委員有馬英治君、池田清志君、龜山孝一君、額綱彌三君、田中正己君、

永山忠則君、藤枝泉介君、松澤雄藏君、山本猛夫君及び山本利壽君辭任につき、その補欠として田中彰治君、横井太郎君、福井順一君、川野芳滿君、前田正男君、椎名悦三郎君、岡崎英城君、阿左美廣治君、菅太郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月六日
委員鈴木周次郎君辭任につき、その補欠として平野三郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日
合成ゴム製造事業特別措置法案(内閣提出第一五四号)
同月三十日
中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三〇号)
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三一号)
百貨店法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)

同日
小売商業調整法制定に関する請願(浅香忠雄君紹介)(第二九一八号)
バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願(川野芳滿君紹介)(第二九六六号)
同(井谷正吉君紹介)(第二九九七号)
同(井手以誠君紹介)(第二九九八号)
同(鈴木周次郎君紹介)(第二九九九号)

号)
同(田中武夫君紹介)(第三〇〇〇号)
結核予防会の競輪基金受配に関する請願(龜山孝一君紹介)(第三〇〇一号)
小売商振興法制定に関する請願(大倉三郎君紹介)(第三〇〇二号)
中小企業団体法制定に関する請願(浅香忠雄君紹介)(第三〇〇三号)
同(古川丈吉君紹介)(第三〇〇四号)
同(大橋忠一君紹介)(第三〇〇五号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第三〇〇六号)
固定抵抗器の技術提携反対に関する請願外一件(吉川久衛君紹介)(第三〇〇七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
合成ゴム製造事業特別措置法案(内閣提出第一五四号)
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(参議院送付)
電子工業振興臨時措置法案(内閣提出第一四四号)(参議院送付)

○福田委員長 これより会議を開きます。
去る四月二十七日日本委員会に付託せられました合成ゴム製造事業特別措置法案を議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。長谷川通商産業政務次官。

合成ゴム製造事業特別措置法案
合成ゴム製造事業特別措置法
(趣旨)

第一条 この法律は、ゴムの供給の確保を図るため、合成ゴムの製造事業の育成に必要な特別措置を定めるものとする。
(日本開発銀行の出資)

第二条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社でその事業計画について大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたものがその設立の際又はその成立の後に発行する株式を引き受けることができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が引き受ける株式は、同項に規定する株式会社発行済株式の総数の二分の一を超えては、引き受ける株式の発行価額の総額は、十億円をこえることができないものとする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る事業計画がゴムの供給の確保及び合成ゴムの製造事業の健全な発達を図るため必要な製造方法、生産規模、生産費その他の事項について、基準で政令で定めるものに適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

4 第一項の規定による株式の引受は、日本開発銀行法の適用については、同法第十八条第一項の業務とみなし、当該株式に係る配当及び譲渡損は、同法第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、それぞれこれらの規定に収入又は支出とする。
(資金の確保)

第三条 政府は、前条第一項の規定により日本開発銀行がその株式を引き受けた会社(以下「合成ゴム会社」という。)の合成ゴムの製造事業の用に供する設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。
(代表取締役等の選定等の決議)

第四条 合成ゴム会社の代表取締役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(事業計画等に関する監督)

(定款の変更等)

第六条 合成ゴム会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第七条 合成ゴム会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合成ゴム会社に対し、その業務又は經理の状況に関し、報告をさせることができる。

(協議)

第九条 通商産業大臣は、第五条第一項又は第六条(合成ゴム会社の定款の変更の決議に係るもの)については、当該会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、その認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした合成ゴム会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、事業計画又は資金計画の認可を受けなかつたとき。
- 二 第五条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表及び損益計

算書並びに營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 合成ゴム会社の成立の日の属する營業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎營業年度の開始前」とあるのは、「その成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。
- この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、遅滞なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならない。
- 前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に関するし、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

○長谷川政府委員

合成ゴム製造事業特別措置法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料ゴム消費量において米、英、独、仏に次いで世界第五位であり、将来もその発展が大いに期待されるのであります。その原料であるゴムは、その全量を輸入に依存しておるのであります。ゴム製品の生産は、世界的に見ましても、年々

増大する傾向にあるのであります。一方原料ゴムは、天然ゴムの生産の増加がほとんど期待できないため、その需要増加の大部分を合成ゴムの供給によって充足しなければならぬ情勢であります。わが国におきましても、今後増大する原料ゴムの需要の充足をはかりますためには、相当多量の合成ゴムを確保しなければならぬのであります。これを輸入によって確保することは、諸外国における合成ゴムの生産がますますその国の需要をすく満たすに至っていない状況にありますため、とうてい期待しがたいのであります。

また合成ゴムの国産化を行いますときは、原料ゴムの輸入に要する多額の外貨の節約に資するのみならず、ゴム製品の価格の安定をもたらすこととなり、現在相当の輸出実績を上げておられます。また、現行の輸出の伸張に寄与するところも大なるものがあるものであります。従って合成ゴムの国産化を行うことは、あらゆる角度から見まして、刻下の急務と存する次第であります。

しかし、合成ゴムの国産化を行うに当りまして最も問題となりますのはその販売価格であります。と申しますのは、わが国におきましては、合成ゴムの使用がまだ十分普及されていぬため、その販売価格は天然ゴムよりも安価でなければならず、またゴム製品の輸出競争力を増強する見地から見ましても、その販売価格は、少くともその輸入価格並でなければならぬのであります。

このような事情を考へますと、特殊の用途に使用され、相当高価に販売し得る特殊ゴムは別といたしまして、天然ゴムに代替して最も広く、かつ多量

に使用される普通の合成ゴムにつきましては、その工業が典型的な装置工業であります関係上、その生産規模を大規模化することによってその生産費の低下をはかるよりほかはないのであります。

この場合における規模は、年間生産能力四万五千トン程度でなければならぬと考へられるのであります。このことは、現在計画中の諸外国においても見られるところであり、合成ゴムの原料の割高なわが国においては、特にその必要性が認められるのであります。しかしながら、合成ゴムの国産化を右のような、生産規模において行う

といたしますと、これがため巨額の資金を必要といたします上に、操業開始の初期におきましては、合成ゴムの需要がその生産能力に見合わないため、相当多額の赤字を生ずるおそれがあるものであります。従いまして、合成ゴムの国産化は、民間のみの力による場合はもとより、日本開発銀行による相当多額の低利融資によりましてその急進な実現を期することはきわめて困難であると認められるのであります。

かような事情にかんがみまして、合成ゴムの製造事業に対しては政府資金をもつて出資することとし、本年度はとりあえず日本開発銀行から出資を行うとともに、設備に要する資金については政府がこれが確保に努めることとの必要を認めますので、今回この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法案の要点を申し上げますと次の通りであります。

その第一は、合成ゴム製造事業を育成する措置の一つとして、日本開発銀行が、合成ゴムの製造事業を営むこと

を目的とする株式会社に対し、出資し得るとしたことであります。その出資し得る限度は、会社の発行済株式の総数の二分の一以内であり、その金額は十億円を限度としていたのであります。そして、どのような会社に日本開発銀行が出資し得るかは、法律的には特定してないのであります。出資を受けることのできる会社は、大蔵大臣及び通商産業大臣が承認するということにいたしましたのであります。どのような会社を承認するかという

は、すでに申し上げましたように事情にかんがみまして、今後における合成ゴムを量的にも確保でき、また天然ゴムに対抗してその事業が健全な発達を遂げ得るような製造方法なり生産規模、生産費等の諸条件を具備したものを承認するものとし、その承認の基準は政令で定めることとしたのであります。

第二の要点は、さきに述べましたようにこの事業は約百四十億という多額の資金を要しますので設備資金の調達について特に規定し、政府がこれが確保に努めることとしたことであります。

第三の要点は、日本開発銀行による出資は、間接的には財政投資の性格を有しておりますと同時に、後で申し上げますように政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことでもあります。

すなわち役員の人事に関しましては、代表取締役の選定ないし解職、並びに監査役の選任ないし解任の決議については、通商産業大臣の認可を要するものとし、会社の定款の変更、利益金の

を目的とする株式会社に対し、出資し得るとしたことであります。その出資し得る限度は、会社の発行済株式の総数の二分の一以内であり、その金額は十億円を限度としていたのであります。そして、どのような会社に日本開発銀行が出資し得るかは、法律的には特定してないのであります。出資を受けることのできる会社は、大蔵大臣及び通商産業大臣が承認するということにいたしましたのであります。どのような会社を承認するかという

処分、合併及び解散の決議につきましても、同様通商産業大臣の認可をその効力発生の要件としたのであります。また会社の業務自体につきましても、会社は毎營業年度その事業計画及び資金計画について通商産業大臣の認可を受けなければならぬものとして、十分これを監督し得るようになるとともに、その認可を受けた事業計画及び資金計画の適正な実施を確保いたしますために、通商産業大臣は必要に応じて監督上必要な命令を発することができるとし、監督上遺漏なきを期したのであります。その他財産目録等の提出、報告の徴収等に関しても所要の規定を設け、本法の目的達成上遺憾なきを期したのであります。

第四の要点は、日本開發銀行の出資による方式は、この法律施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところによつて、遅滞なく、政府の出資による方式に切りかえられなければならない旨を附則に規定いたしております。一年後におきまして、日本開發銀行の出資による方式を政府の出資による方式に切りかえる場合におきましては、法律的には種々の方法が考へられると思ひますが、最も実情に即した方法によるものとし、これにつきましては、別に法律で規定することとしたのであります。

以上本案の提出理由並びに要点を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。以上御説明を申し上げます。

○福田委員長 本案に対する質疑は後日に行うことにいたします。

○福田委員長 去る四月二十四日参議院より送付せられ、本委員会に付託せられたる機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。長谷川通商産業政務次官。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第十六条を除く。)中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、第九条中「通商産業省令」を「主務省令」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○長谷川政府委員 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年六月第二十四回国会におきまして、機械工業振興臨時措置法が成立施行されて以来、政府はこの法律の趣旨に基づき、機械工業のうち最も劣弱な部門とされております基礎機械及び共通部品部門を中心として、設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等の合理化施策を推進して参つたのであります。

御承知のように、現行の機械工業振興臨時措置法の規定によりまして、これらの合理化施策の推進につきましても、通商産業大臣がその運用に當つて参つたのであります。このほど運輸省の所掌に属する造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種につきましても、本法制定の趣旨に合致するものにつきましても、運輸大臣の本法を運用することによりその振興をはかることが適當であるとの結論に到達いたしましたので、現行法中「通商産業大臣」と定めております規定のうち、必要なものについて、これを「主務大臣」と改めることとした次第であります。

なお、本法の運用に当りましては、関係行政機関の間で十分協議の上、その一体的運用をはかる所存であります。以上が機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○福田委員長 本案に対する質疑は後日に行うことにいたします。

○福田委員長 去る四月二十六日参議院より送付せられ、本委員会に付託せられたる電子工業振興臨時措置法案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。長谷川通商産業政務次官。

電子工業振興臨時措置法案
電子工業振興臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、電子工業を振興することにより、産業の設備技術の近代化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「電子機器等」とは、電子機器(電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具をいう。以下この項において同じ。)並びに主として電子機器に使用される部品及び材料をいう。

第三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、次に掲げる電子機器等に係る電子工業について、電子工業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

一 わが国において製造技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比して著しく低い電子機器等のうち、その製造技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの
二 わが国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少ない電子機器等のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの
三 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器等であつて、政令で定めるもの
基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号の電子機器等の製造技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度
二 前項第二号の電子機器等の工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量
三 前項第三号の電子機器等の目標年度における性能又は品質、生産費その他の生産の合理化の目標
四 前二号に掲げる事項を達成するために新たに設置すべき設備の種類及び数量並びにその設置に必要な資金に関する事項
五 前各号に掲げるものほか、生産能率の増進その他事項に規定する電子工業の振興に関する重要事項
3 前項第一号から第三号までに規定する目標年度は、電子機器等ごとに定めるものとする。
4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならぬ。
(電子工業振興実施計画)
第四条 通商産業大臣は、毎年、電子工業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な電子工業振興実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。
2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。
(計画の変更)
第五条 通商産業大臣は、電子工業における技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認める

第一条 この法律は、電子工業を振興することにより、産業の設備技術の近代化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
第二条 この法律で「電子機器等」とは、電子機器(電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具をいう。以下この項において同じ。)並びに主として電子機器に使用される部品及び材料をいう。
2 この法律で「電子工業」とは、電子機器等を製造する事業をいう。
(電子工業振興基本計画)
第三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、次に掲げる電子機器等に係る電子工業について、電子工業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
一 わが国において製造技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比して著しく低い電子機器等のうち、その製造技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの
二 わが国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少ない電子機器等のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの
三 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器等であつて、政令で定めるもの
基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号の電子機器等の製造技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度
二 前項第二号の電子機器等の工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量
三 前項第三号の電子機器等の目標年度における性能又は品質、生産費その他の生産の合理化の目標
四 前二号に掲げる事項を達成するために新たに設置すべき設備の種類及び数量並びにその設置に必要な資金に関する事項
五 前各号に掲げるものほか、生産能率の増進その他事項に規定する電子工業の振興に関する重要事項
3 前項第一号から第三号までに規定する目標年度は、電子機器等ごとに定めるものとする。
4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならぬ。
(電子工業振興実施計画)
第四条 通商産業大臣は、毎年、電子工業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な電子工業振興実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。
2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。
(計画の変更)
第五条 通商産業大臣は、電子工業における技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認める

ときは、電子工業審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を變更しなければならぬ。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第六条 政府は、実施計画に定める電子工業の合理化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

第七条 通商産業大臣は、第三条第一項第三号の電子機器等に関して、基本計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、その電子機器等を製造する電子工業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、第二号の事項については、第一号の事項に係る共同行為を実施することが著しく困難であると認められる場合に限る。

一 品種の制限

二 品種別の生産数量の制限

三 技術の制限

四 部品又は原材料の購入方法

2 通商産業大臣は、前項第一号の事項に係る共同行為をもつてしては、第三条第一項第三号の電子機器等のうち特定のものの規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業(第三条第一項第三号の電子機器等を製造するものを除く。以下この項において同じ。)を営む者に対し、その使用する電子機器等の規

格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その電子機器等を部品又は材料として使用する電子工業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

(共同行為の内容)

第八条 前条第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
三 不当に差別的でないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第九条 通商産業大臣は、第七条第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第十条 第七条第一項又は第二項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第七条第一項又は第二項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 通商産業大臣は、第七条第一項又は第二項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第九条の規定による処分をしたとき、又は第十条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(検査設備)

第十三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、第三条第一項第二号又は第三号の電子機器等について、基本計画を達成するためにはその製造工程において特に品質管理を励行させる必要があると認めるときは、当該電子機器等を製造する電子工業を営む者が備えるべき検査設備の種類及びその検査設備を維持すべき基準を定めて、公表するものとする。

(電子工業審議会)

第十四条 通商産業省に、電子工業審議会を置く。
第十五条 電子工業審議会(以下審議会という)は、この法律によ

りその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、電子工業の振興に関する重要事項を調査審議する。

第十六条 審議会は、委員四十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第十七条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び電子工業に

関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長とし指名し、会務を総理させる。

第十八条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

第十九条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第二十条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

第二十一条 第十四条から前条までに定めるものは、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告の徴収)

第二十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電子工業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(罰則)

第二十三条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から七年以内に廃止するものとする。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: 機械工業(電子工業を除く)の振興に 審議会を置くこと。 電子工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。 電子工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

4 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「機械器具」の下に「電子機器を除く。」を加える。

第十四条中「機械工業の」を「機械工業(電子工業を除く。以下同じ。)」に改める。

○長谷川政府委員 電子工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。

電子工業は、最近において急速な発展を見つつある近代産業の一つであり、国の基幹産業として関連各産業部門への応用面はまことに無限の広がりをも有しているとも申すべく、その将来性について最も期待を持たれている重要な産業であります。わが国の電子工業は、過去五十年の歴史を有しておるとは申せ、それは主として電気通信の分野においてその応用研究がなされてきたにすぎず、戦時中及び戦後を通じて、欧米諸外国がその産業各部門への広範なる応用についできわめて長足の進歩を遂げたのに対し、はなはだ立ちおくれしており、今後政府及び民間の協力を結集して、できる限りすみやかにその振興をはからねばならぬことを痛感する次第であります。わが国電子工業がこの大きな国家的要請にこたえるためには、一方において広く海外先進諸国のすぐれた技術に学ぶことも必要であります。基本的にはわが国技術水準の着実な向上と経営基礎の確立をはかるとともに、その部品、材料及び機器全体について一貫した均衡のとれた形で電子工業全体が総合的に発展し

ていくことが切に望まれる次第であります。

このような見地から、わが国電子工業の現状を見ますに、解決すべき幾多の問題に当面しているといわねばなりません。すなわち、わが国の電子工業は戦後十年を経てようやく一応の生産体制の整備が行われたにすぎない段階でありまして、それも主として外国技術との提携に依存してきたと言えるのであります。しかも世界各国における電子技術の進歩はまことにめざましく、このまま推移すれば、現在の企業技術の並びに資金的能力から見ても、わが国電子技術のおくれは、ますます大きくなるものといわねばなりません。のみならず、電子機器の基礎となる部品工業の分野におきましては、多数の企業が乱立して、それぞれ多種類のものを少量ずつ生産しているという現状であります。かかる現状とこれに対処すべき国家的要請とにかながみ、政府といたしましては昨年十月通商産業省内の機械工業審議会に電子工業振興特別部会を設置し、関係官庁の職員、学識経験者、業界代表等を委員に委嘱し、その振興対策につき慎重審議して参りましたが、最近に至り一応の結論が得られましたので、この結論に基き、かつ、さらに各方面からの検討を重ねた結果このたびよりやうく法案としてこれを上程することとしたのでございます。

本法案は、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進することにより、総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与し

ようとするものでありまして、その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる電子機器等は、(一)試験研究促進の必要なもの、(二)新たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、(三)合理化の必要なもの、(四)三つに分けて、それぞれ法令で定めることになっておるもの、(五)それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げていきたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べました電子機器等ごとに目標年度を定めて策定することといたしまして、試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費その他生産の合理化の目標となるべき事項をそれぞれ定めることとし、さらにこれらの実現をはかるために、設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。この計画は、電子工業に関する学識経験者等をもって構成する電子工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して電子工業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定してあります。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案にはまた設備近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、品質管理確保のための検査設備の基準の公表等の措置が定められております。

設備資金の確保につきましては、特に合理化機種に関しては機械工業振興臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあっせん等を行いたいと考えております。その他の機種につきましても同銀行の通常の融資条件による資金あっせんを考慮しております。

次に生産分野の専門化、規格の統一、部品原材料の購入等を目的とする合理化カルテルの指示につきましては、現行独禁法に規定する合理化カルテルの趣旨をさらに一歩前進させて、生産品種及び使用する部品の規格の統一、生産品種別の製造数量の制限、部品または原材料の共同購入などの共同行為について積極的に合理化のためのカルテルを締結させることにした次第であります。

最後に品質管理の確保のための検査設備の基準の公表につきましては、単に振興基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき検査設備とその維持に関する具体的な基準を定めて公表し、各企業における電子機器の品質管理の励行を期待しようとするものであります。

なお本法は、独禁法の適用除外の関係等から、七年の臨時立法法としておりますが、その間所期の目的達成のため政府といたしましても最大の努力を傾注いたす所存であります。

以上本案の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 本案に対する質疑は後日に行うことにいたします。

午後零時二十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年五月十日印刷

昭和三十一年五月十一日印刷

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局